

処分年月日	事業者名	事業の種類	処分等の種類	違反行為の概要	処分等の内容	違反点数付与状況
令和6年9月9日	丸文松島汽船株式会社	一般旅客定期航路事業	警告	<p>令和6年7月3日、松島棧橋を出港しようとする際、誤って護岸に接触し乗客5名を負傷させる事故が発生させた。</p> <p>同年7月5日、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、適切な手順により離岸作業が行われていないなど、安全管理規程の一部が遵守されていないことが確認された。</p>	<p><以下①～④に係る措置について、令和6年10月9日までに当局あて文書により報告すること></p> <p>①安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>②運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。</p> <p>③船長及び運航管理補助者は、安全管理規程第34条及び作業基準第5条に基づき、適切な手順により離岸作業を行うこと。</p> <p>④運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき安全教育を実施したときは、同規程第54条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。</p>	<p>当該行政処分等により付された違反点数 7点</p> <p>当該事業者の累計違反点数 7点</p>
令和6年9月26日	川崎近海汽船株式会社	一般旅客定期航路事業	警告	<p>令和6年7月2日、八戸～苫小牧航路において運航する旅客船兼自動車渡船「シルバーブリーズ」が、苫小牧港への入港の際、苫小牧港西防波堤付近の消波ブロックに乗り揚げる事故が発生した。</p> <p>同年7月12日、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、以下のとおり法令等に違反する事実が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令で義務付けられた、輸送の安全の取組についての公表事項の不足 船員に対する安全教育についての確認体制の不備 	<p><以下①～③に係る措置について、令和6年10月28日までに当局あて文書により報告すること></p> <p>①安全統括管理者は、海上運送法第19条の2の3及び安全管理規程第57条に基づき、輸送の安全にかかわる情報（安全統括管理者・運航管理者に係る情報、輸送の安全に関する重点施策の達成状況）について、適時、外部に対して公表すること。</p> <p>②安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>③運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。</p>	<p>当該行政処分等により付された違反点数 5点</p> <p>当該事業者の累計違反点数 5点</p>